

北極と南極をめぐる領有権問題

神戸大学教授 柴田明穂

2007年8月、ロシアの潜水艇が北極点の海底約4300mの深さにロボットアームを使ってロシア国旗を立て、そこが石油等の開発を独占的にできるロシアの大陸棚であると主張した。同年10月、イギリスは、南極大陸において自国が領有権を主張する土地から海底にのびる大陸棚約2590km²超を自国の大陸棚であるとして、国連の委員会に申請することを明らかにした。北極と南極は、国が領有することができるのであろうか。

まず、帝国書院中学校社会科地図を見ていただきたい。南極と北極の2つの極地には、大きな違いがある。南極点が海に囲まれた大陸上にあるのに対して、北極点は大陸に囲まれた海洋で多年性の海氷に覆われている。おおまかにいえば、地域としての南極は南緯60度以南、北極は北緯66.5度以北とされる。

1 北極の領有？ 大陸棚に対する主権的権利

陸地に接続する狭い帯状の海（現在では12海里、1海里は1.852km）を領海とすることを許すほかは、海洋は領有の対象とならない。領土を伴わない領海はあり得ない。したがって、陸地のない北極点を「領有」することはできない。北極地域の陸地（島）に対する領有権は、現在ほぼ確定しており問題とはならない。

それでは、ロシアは何を主張しているのであろうか。ロシアは北極海の領有ではなく、

海の下海底に自国の主権的権利が及ぶと主張しているのである。北極海底には、豊富な石油および天然ガスが眠っているといわれる。1982年に成立した海の憲法、国連海洋法条約は、こうした資源が沿岸国の大陸棚にあれば、その資源に対する開発独占権、すなわち主権的権利が当該沿岸国に与えられると定める。それでは、ロシアは、北極点の下海底がロシアの大陸棚であると証明したのであろうか、また、その議論は妥当なものであろうか。

実は、ロシアの北極海底に対する主権的権利の主張は、すでに2001年12月になされている。ロシアは、国連海洋法条約に従って、北極点を含む広大な北極海底を自国の大陸棚として報告したのである。図1を見ていただきたい。ロシアは、アメリカとの境界線（西経168度周辺）から北極点まで直線を引き、そこから西へロモノソフ海嶺の端をなぞるように線を引き、その間の海底全てを自国の大陸棚と主張している。ロシア沿岸からの距離は最も遠い所で優に500海里を超えている。このロシアの主張に対しては、アメリカ、カナダ、デンマークが根拠が不明であると異議を唱えている。

国連海洋法条約が認める大陸棚とはどの範囲までか。これが実に複雑である。まず、第1のルールは、自国の「領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの」が大陸棚として認められるが、沿岸国は、

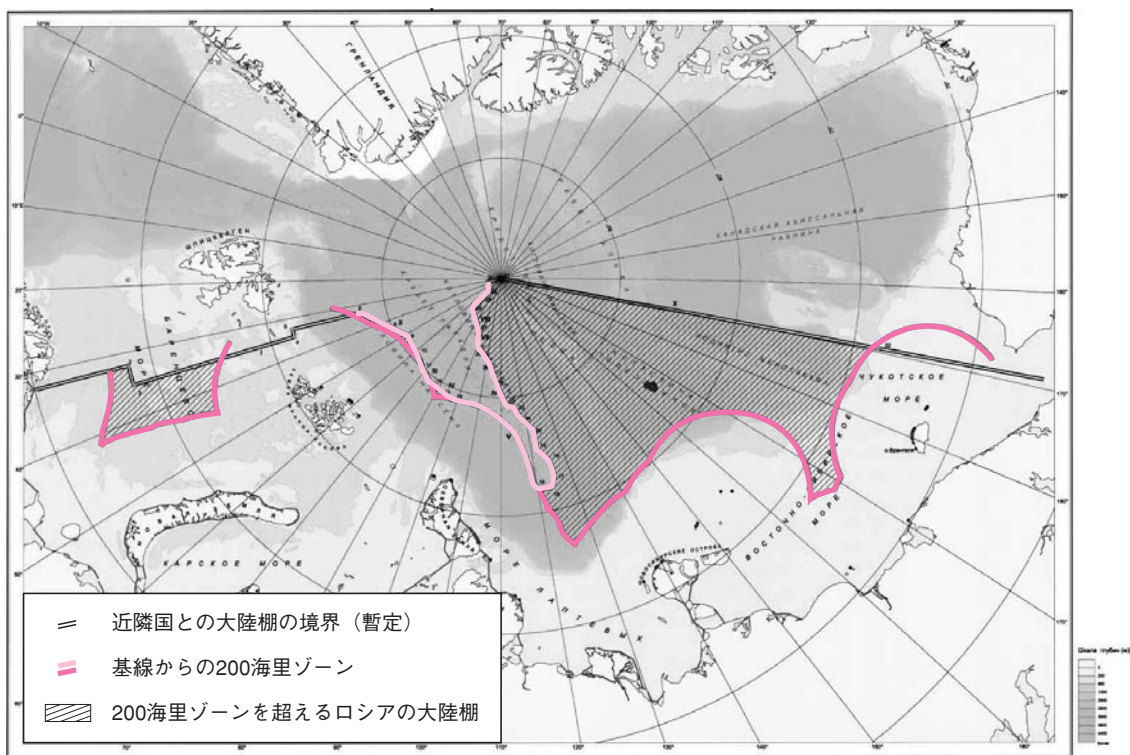


図1 ロシアが国連委員会に提出した北極海大陸棚の範囲（国連海洋および海洋法部HP）

いずれにしても自国沿岸に引いた基線から200海里までの範囲の海底を自国の大陸棚にすることができる。第2に、大陸棚の状況等により200海里を超えても良い場合があるが、それも海台のような大陸縁辺部の自然の構成要素である海底の高まりではない限り、沿岸の基線から350海里を超えてはならない。

図1には350海里線が引かれていない。これは、ロシアが350海里の制限に服さない「領土の自然の延長をたどった大陸棚縁辺部の自然の構成要素である海底の高まり」であると主張していることを伺わせる。このロシアの主張の適否を、今後、国連の専門委員会が審査することになる。

2 南極の領有？ 南極条約体制に基づく紛争の凍結

イギリスによる南極大陸沖の大陸棚に対する主張も、ロシアと同様、自国大陸棚の限界

を国連委員会に報告する作業の一環として出てきたものである。このイギリスの主張は、南極大陸に対する自国の領有権を前提にしている。南極大陸にはそこを領有する国、そして国境があるのであろうか。

海と異なり、陸地は国家の領有の対象になる。それはほとんどが氷に覆われた極寒の地、南極大陸も同じである。南極の発見および南極での探検活動などを根拠に、イギリスが1908年に初めて南極大陸の一部の領有を主張した。これを皮切りに、ニュージーランド、オーストラリア、フランス、ノルウェー、チリ、アルゼンチンの計7か国がそれぞれ異なる根拠をもって南極大陸の一部に領有権を主張した（表紙Ⅲ）。こうした領有主張に対しては、領土取得に関する国際法上の要件、とくに、当該土地の実効的支配が満たされていないとして、アメリカはこれら主張を認めず、当時のソ連も南極に対する領有主張を認めな

かった。

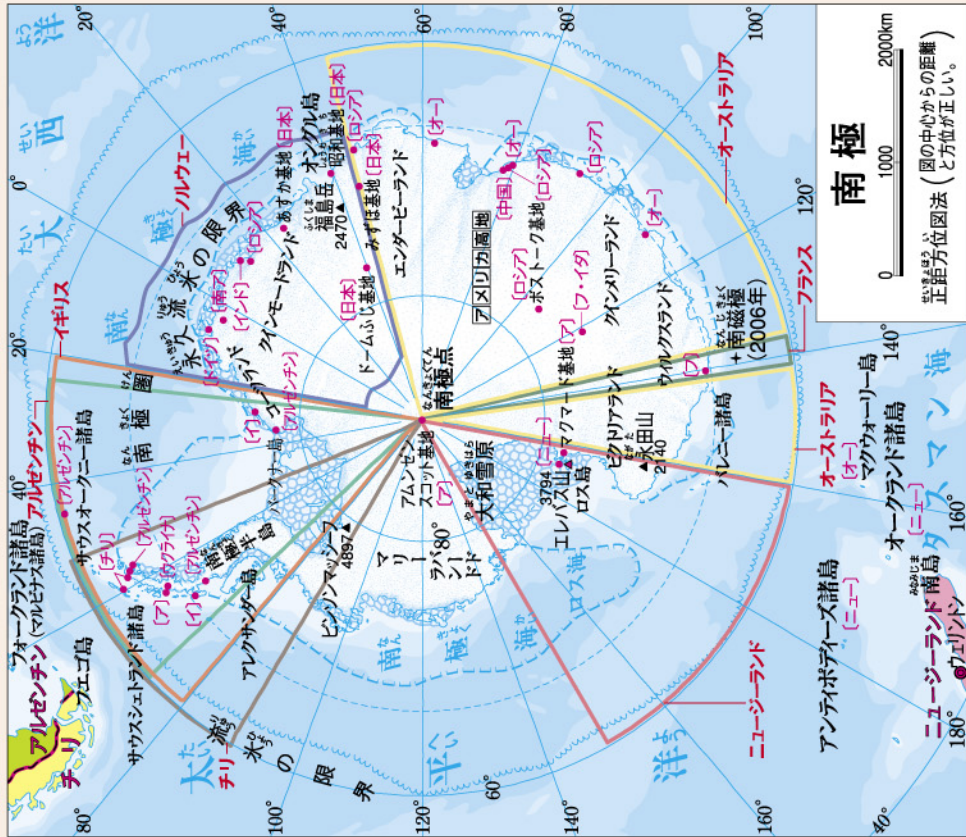
第二次世界大戦後、米ソが南極大陸を軍事基地や核実験場に利用する可能性が高まり、さらには、領有主張地が重なるイギリスとアルゼンチンの間で発砲事件が発生するなど、南極大陸の戦略的・政治的重要性が高まってきた。他方で、1957年から始まった国際地球観測年（IGY）は、領土問題を棚上げして、国際協力の名の下に南極で行われる科学観測活動の重要性を証明した。この国際協力の精神を引き継ぎ、南極大陸が軍事的・政治的に利用されることを回避することを目的として、IGYに参加していた日本を含む12か国が原署名国となって採択された南極条約は、南極大陸における領土問題を棚上げし、南極大陸を平和的利用に限定し、そこにおける科学調査活動の自由を全ての国家に認めた画期的な国際的文書である。この原署名国の英知を称え、現在も、この12か国の国旗が南極点を囲むように立てられている（下写真）。



アムンセン・スコット南極点基地（建物はアメリカの基地） ©国立極地研究所

さて、南極条約において領土問題が棚上げされているにも拘わらず、イギリスが今回、その領有主張地から延びる大陸棚を国連委員会に申請したことは許されるのであろうか。問題は、「棚上げ」の意味である。南極条約第4条によれば、この条約は次のことを意味しないとされる。(1) 領土主張国7か国についてはその領土主権ないし領土請求権を放棄すること、(2) 領土請求権の基礎を有するとされる2か国（米とロシア）についてはその基礎の全部または一部を放棄すること、(3) 領土請求権もしくはその基礎を認めていない国（日本を含む）については、請求権ないし基礎を否認するという地位を害すること。つまり、南極条約は、7か国の領土主張の権利および日本のようにそれを否認する権利を放棄させたのではなく、対立する主張をそのままにしてそれをめぐる紛争を凍結して、国際協力を可能にしたのである。イギリスの今回の申請は、南極条約が拠って立つ上に述べた微妙なバランスの中

中で評価されなければならない。なお、大陸棚の帰属問題とは別に、南極条約地域（南緯60度以南の地域）での石油・天然ガスを含む鉱物資源探査・開発活動は1991年の南極環境保護議定書によって50年間禁止されている。



南極に対するイギリス、ニュージーランド、オーストラリア、フランス、ノルウェー、チリ、アルゼンチンの領有主張。これら主張の特徴は、その多
 角形をもって自国の領有地としていることである。これをセクター理論と
 いう。イギリスとアルゼンチン、チリの領有主張地には重なっている部分
 がある。また、ニュージーランドとイギリスの領有主張地の間には、領有主張
 がなされていない地がある。日本を含む大多数の国は、これら領有主張を認
 めていない。